

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日になるときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示

示

生活保護法による医療機関の指定
結核予防法による医療機関の指定
飼料の試験の結果の概要

土地改良区の役員就退任

土地改良区の清算人の就任

土地改良区の変更に係る認可(二件)

土地改良事業計画の決定

土地改良事業の認可(二件)

土地改良事業計画の変更の認可(二件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

旧慣使用林野整備計画の認可

保安林予定森林

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(二件)

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

開発行為に関する工事の完了

◇ 公 告

告

林業改良指導員資格試験の合格者

告 示

鳥取県告示第二百五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みなと調剤薬局米子店	米子市花園町一三〇一九	昭和五十六年二月二十日

鳥取県告示第二百六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十六年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	医療機関名	所 在 地
昭和五十六年三月二日	境港調剤薬局	境港市東本町三〇〇三
"	米川外科医院	米子市西三柳八八〇の一
"	坂口内科	米子市尾高町一二二番四

鳥取県告示第二百七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十六年一月に収去した飼料の試験の結果の概要を、次のとおり公表する。

昭和五十六年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月 日	試 験 結 果 の 概 要							備 考								
				粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性無機窒素		水溶性窒素	ペプト消化率	D	C	P	T	D	N
神戸市 日清製粉株式会社 社神戸飼料工場	米子市西三柳字 大沢16 鳥根米穀株式会社 社日清飼料米子 営業所	日清印若牛用配合飼料 ニクシソビエラ育成 料大舞 ⑩日清印大オウ用配合飼 料大舞 ⑩日清印成鶏用配合飼料 チンルー 日清印子豚用配合飼料 子豚ハイメース 日清印肉牛用配合飼料 ニクシソビエラ後期	56.1	14.2	3.6	5.0	7.2	1.31	0.54										
神戸市 協同飼料株式会社 社神戸工場	米子市二本木11 31の1 有限会社桑田商	協同印種豚用 山豚種豚 ハイコロ30ペレット	55.12	14.2	3.3	3.1	5.4	1.11	0.53										
			55.12	17.7	3.7	2.8	4.6	0.77	0.63										

神戸市産工業株式会社神戸工場	米子市米原665の7	ノーカーソ印種豚飼育用配合飼料	55.12	18.7	5.2	2.3	4.4	0.74	0.65										
岡山県玉野市加藤製油株式会社岡山工場	米子市米原665の7	カトウ配合飼料	55.12	17.2	4.0	2.2	10.3	3.46	0.38										
塩谷繁商店		うすしお																	

注 1. 飼料の名称の欄中「〇」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2. 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。

鳥取県告示第二八八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

福部土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 横山 英太郎 岩美郡福部村大字細川三四三

昭和五十六年二月一日死亡により退任

庄内土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 古村 文孝 西伯郡名和町大字押平一五四

桑本 則雄

高田四九二

森 統 重 高	一六〇
中 原 義 高	五九七一九
松 田 隆 徳	押平五三
前 田 繁 義	茶畑八二一五
門 脇 稔	一二四
谷 田 季 雄	押平七五二
吉 野 澄 雄	古御堂三七六
谷 野 拓 男	押平一六一
松 本 秀 雄	四三五
中 原 勇 吉	四二二
角 田 栄 一	大塚四五九
遠 藤 俊	四五八
山 田 節 夫	押平一八五一二
山 田 節 夫	一五六
古 村 睦 正	高田四二六
桑 本 義 夫	
任 期 満 了 に よ り 退 任	

庄内土地改良区

就任した役員の名及住所

理事	古村 文孝	西伯郡名和町大字押平一五四
"	桑本 則雄	高田四九二
"	森 統重	一六〇
"	中原 義高	五九七一九
"	松田 隆徳	押平五三
"	前田 繁義	茶畑八二一五
"	門脇 稔	一二四
"	谷 寛治	押平一六七
"	細谷 国雄	古御堂二三三
"	野口 嵩	大塚四七九
"	中原 昭昌	押平五六〇
"	勝部 慎文	大塚四五五一
"	中原 守夫	押平四三六
"	小原 茂隆	七一六
"	山田 節夫	一八五一一
"	桑本 義夫	高田四二六
"	古村 睦正	押平一五六

昭和五十五年五月三日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、同月十九日就任 任期二年

米川土地改良区
退任した役員の名及住所

理事

"	安達 昭男	米子市和田町二五六七
"	門脇 武顕	境港市外江町一二一六
"	中島 勘治	米子市博労町一一一六三
"	加藤 晴光	道笑町三一九三
"	浦上 金一	観音寺一四〇
"	高橋 勇	車尾一〇六五
"	竹内 一夫	目久美町二九五
"	三島 卓治	安倍一二
"	永井 友美	両三柳二二八〇
"	坂根 嘉重	三四五八
"	八並 弘	皆生三八
"	倉敷 敏成	上福原四六〇
"	井上 万吉男	東福原八二八
"	河津 力男	三九五
"	木村 活寿	彦名町五〇五二
"	湯沢 純平	七〇三
"	木村 賢	大崎七八〇
"	渡辺 勇	境港市森岡町五五一一二
"	松本 活美	渡町二四二七
"	榎野 俊春	外江町二六一四
"	池淵 巖	花町一四五
"	佐賀 省三	上道町八五〇
"	佐々木 宮松	中野町四一五
"	阿部 隆	高松町一六八

木村 寿雄 小篠津町八〇七

永見 元 八九〇

安田 正平 米子市大篠津町一三七三

門脇 廣徳 富益町四四六八

松本 初 夜見町一九六

監事 永沢 令 境港市佐斐神町九七〇

松本 義人 渡町九三六

安田 義宗 米子市大篠津町一六九九

戸田 忠彦 両三柳二二五七

篠田 伊三郎 車尾一二三

任期満了により退任

米川土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 安達 昭男 米子市和田町二五六七

松本 義人 境港市渡町九三六

中島 勤治 米子市博労町一―一六三

加藤 晴光 道笑町三一九三

浦上 金一 観音寺一四〇

中原 敏雄 中島八〇

竹内 一夫 目久美町二九五

三島 卓治 安倍一二

永井 友美 両三柳二二八〇

坂根 嘉重 三四五八

倉敷 敏成 上福原四六〇

八並 弘 皆生三八

井上 万吉男 東福原八二八

古杉 健郎 米原七九一

木村 活寿 彦名町五〇五二

内田 廣 一八三三

松本 美寿 葭津一八一三

渡辺 勇 境港市森岡町五四三

柏木 茂敏 外江町八五一

藪内 明 三三三九

池 淵 巖 花町一一七

堀田 収 上道町四四三

阿部 隆 高松町一六八

景山 義光 中野町五〇五

永見 元 小篠津町八九〇

桂木 啓 幸神町二一一

安田 正平 米子市大篠津町四七一五

門脇 廣徳 富益町四四六八

松本 初 夜見町一九六

監事 森脇 孝雄 和田町三六三一

永沢 令 境港市幸神町六一

松本 遷三 渡町二二五〇

坪倉 三男 米子市東山町五九一一

篠田 伊三郎 錦町三一九二―一六

昭和五十六年一月十日開催の臨時総代会において総選挙の結果当選し、
同月二十一日就任 任期四年

鳥取県告示第二百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

別府下津黒土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

土井 専 一 八頭郡郡家町大字別府二六四

平尾 準 一 〃 四三一

梶川 武 司 〃 四一一

野田 晴 雄 〃 二五二

野田 保 〃 三九

昭和五十六年一月二十四日付鳥取県達第十一号の解散命令により理事が清算人となる。

任期清算終了まで

鳥取県告示第二百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大原土地改良区の定款の変更を昭和五十六年三月二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月三十日付けで鳥取市金沢四七橋本悠紀夫ほか十六人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（金沢地区農業用排水）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年三月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百二十二号

岩美町から申請のあつた町営土地改良(本庄地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百二十三号

船岡町から申請のあつた町営土地改良(砂田地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百二十四号

光徳土地改良区から申請のあつた土地改良(光徳東部地区ほ場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月二十七日認可したので、同法第九項の規定により告示する。

昭和五十六年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百二十五号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(福米地区ほ場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月二十七日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十六年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百二十六号

昭和五十六年二月十三日付けで鹿野町から申請のあつた来日地区の換地

計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年三月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百十七号

東伯町長から申請のあつた倉坂地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二條第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月三日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百十八号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

(一) 日野郡江府町大字御机字鏡ヶ成七〇九の二、七〇九の九、七〇九の一七三、字木谷八三八の二、八三八の一三、八三八の一四

(二) 西伯郡中山町羽田井字遠茶畑一四二二の一から一四二二の六まで、一四二二の九

(三) 西伯郡大山町飯戸字大野一五二一の九、一五二三、一五二四の一、一五二五の二、一五二五の一、字向原一五四二の四、一五四二の五

四、一五四二の七〇、一五四二の七一

二 指定の目的
公衆の保健

三 指定施設要件
立木の伐採を禁止する。

鳥取県告示第二百十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、米子市車尾中島土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 組合の名称

米子市車尾中島土地区画整理組合

二 事業施行期間

変更前	昭和五十四年四月六日から昭和五十六年三月三十一日まで
変更後	昭和五十四年四月六日から昭和五十七年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市車尾字三番割東、字土橋及び字砂ノ下の各一部並びに中島字土橋、字樋ノ口、字上井手中江、字荒神前、字保治田及び字長池の各一部

四 事務所の所在地

米子市中町二〇番地
米子市建設部都市計画課内

五 設立認可年月日

昭和五十四年四月二日

六 事業年度

変更前	昭和五十四年度から昭和五十五年度まで
変更後	昭和五十四年度から昭和五十六年度まで

七 公告の方法

事務所掲示板及び施行地区内で理事長が指定する場所に掲示して行う。

八 変更認可の年月日

昭和五十六年二月二十七日

鳥取県告示第二百二十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、米子市旗ヶ崎第二土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 組合の名称

米子市旗ヶ崎第二土地区画整理組合

二 事業施行期間

三 施行地区

変更前	昭和五十四年十一月二十四日から昭和五十六年三月三十一日まで
変更後	昭和五十四年十一月二十四日から昭和五十七年三月三十一日まで

米子市旗ヶ崎字道下安倍界の全部、字四軒茶屋道西、字呉服屋灘舟道、字呉服屋流シ先、字熊沢流シ先、字安倍境灘、字呉服屋地蔵下夕、字粟島境及び字荒神森西の各一部並びに安倍字天狗松下の一部

米子市中町二〇番地

米子市建設部都市計画課内

五 設立認可年月日

昭和五十四年十一月二十日

六 事業年度

変更前	昭和五十四年度から昭和五十五年度まで
変更後	昭和五十四年度から昭和五十六年度まで

七 公告の方法

事務所掲示板及び施行地区内で理事長が指定する場所に掲示して行う。

八 変更認可の年月日

昭和五十六年二月二十七日

鳥取県告示第二百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、郡家町から八頭中央都市計画下水道の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十六年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百二十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年十二月二十二日 鳥取県指令受都計第三百八十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市富安一丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市富安三一四

奥 田 廣

公 告

昭和56年2月12日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、
次のとおりである。

昭和56年3月6日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 古 | 田 | 修 | 一 | 大 | 西 | 己 | 吉 | 永 | 惣 |
| 桜 | 井 | 公 | 悟 | 室 | 正 | 生 | 岡 | 川 | 一郎 |
| 谷 | 口 | 豊 | 教 | 林 | 昭 | 明 | 森 | 本 | 理 |
| 檜 | 物 | 竜 | 勤 | 古 | 孝 | 考 | 杉 | 川 | 喜 |
| 行 | 政 | | 彦 | 細 | 紳 | 修 | 中 | 田 | 彦 |
| 阿 | 部 | | 三 | 谷 | | 二 | 藤 | 健 | 樹 |
| | | | | | | | | 治 | 直 |
| | | | | | | | | 亮 | 亮 |